

参加差押財産引受調書（謄本）				
滞 納 者 又は保管者		年 月 日		様
		地 域 振 興 局 徴 税 吏 員		印
下記のとおり、参加差押財産の引渡しを受けました。				
滞 納 者	住（居）所	氏 名 又は名称		
引 渡 し を 受 け た 財 産	名 称、性 質、所 在 そ の 他			数 量
参加差押年月日		年 月 日	差押えをしてい た行政機関等	
参加差押財産引受調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人（ ）			救 済	
参加差押財産引受調書謄本（保管者あて）を受領しました。 年 月 日 （ ）			1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。	
上記参加差押財産引受調書謄本記載の財産の保管を 国税徴収法施行令第40条第2項の規定により命じます。（理由 ） 年 月 日 様 地域振興局 徴 税 吏 員			2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	
上記の参加差押財産は、通知があるまで無償で保管します。 年 月 日 保管人（ ）			この謄本は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 地域振興局 徴 税 吏 員	

参加差押関係書類引渡書									
(執行機関)									
年 月 日									
様									
地域振興局長 徴税吏員									
印									
下記の参加差押関係書類を、国税徴収法第 87 条第 2 項 の規定により引渡 します。									
滞 納 者	住（居）所								
	氏名又は名称								
書 類 等		書 類 提 出 者 名			通 数		備 考		
備 考	差押年月日	年 月 日			差押解除年月日		年 月 日		
	参加差押執行機関名		参加差押書受付年月日				順 位		
			年 月 日（時 分）						

※ 上記の書類を受領しました。

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員

様 （行政機関等名）

参 加 差 押 財 産 換 価 催 告 書

(執行機関)

年 月 日

様

 地域振興局長
 徴 税 吏 員

印

さきに参加差押をした財産について、至急換価してください。

国税徴収法第 87 条第 3 項の規定により催告します。

滞 納 者	住（居）所			
	氏 名 又 は 称 名			
参 加 差 押 を し た 財 産	名 称 ・ 性 質 及 び 所 在		数 量	
	参加差押年月日		年	月
備 考				
		連 絡 先		
所 属 担 当 者		電 話		

差押財産の換価見合せ通知書

参加差押先の執行機関

年 月 日

様

地域振興局長

徵 稅 吏 員



年 月 日付書面により換価の催告のあった差押財産は、下記の理由により

換価を見合わせているので通知する。

滞 納 者	住（居）所							
	氏名又は名称							
差 押 財 産	名 称 ・ 性 質 及 び 所 在					数 量		
	差押年月日		年 月 日					
換 価 を 見 合 わ せ る 理 由								
備 考								



差押物件修理等の同意書

(滞納者) 年 月 日
様

地域振興局長 

下記の財産をこのまま公売に付す場合は、公売の見積価格が著しく低下することになりますので、換価価格を増加させるためには修理等が必要と思われます。

下記事項による修理等について同意される場合は、下欄に署名のうえご提出ください。

修理等を必要とする 財産（物件）の銘柄 及び数量等	財 産 の 銘 柄 等	数 量

修理等の 箇所及び 方 法	
---------------------	--

修理等に要する経費(概算金額)	¥
-----------------	---

上記内容による修理等について、国税徴収法第93条の規定により同意します。

年 月 日
地域振興局長 様
滞納者氏名

摘 要	修理等に要した経費は、滞納処分費として滞納者が負担することになります。
-----	-------------------------------------

本書のとおり公売を実施することとしてよろしいか伺います。

区分	年 月 日					係	記帳整理
発議	・ ・						
決議	・ ・						

公 売 決 議 書

※（本公売にかかる質権者等の利害関係の内容）

滞納者	住(居)所					氏 名 又は名称						
公 売 財 産	名称、性質及び所在					数 量	公売保証金		見 積 価 額			
							円		円			
公 売 方 法												
公 売 日 時		公 売 の 日				入 札 日 時 等						
		年 月 日				午 後	時	分	から	午 後	時	分
公 売 の 場 所												
売 却 決 定		年	月	日	午 後	時	分	場 所				
買受代金の納付期限		年	月	日	午 後	時	分					
買受人の資格要件												
そ の 他												
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税 目	納 期 限	法定納期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考	
							法律による金額 円	円	円	円		
							〃					
							〃					
							〃					
計							〃					

(注) 1 ※印欄は複写しないこと。
2 公売方法は一括入札、個別入札等記入すること。
3 延滞金及び滞納処分費は、公売の日までのものを計算して記入すること。

公 売 公 告									
年 月 日									
地域振興局長 徴 税 吏 員									
[印]									
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。									
公売財産、 公売保証金及び 見積価額	売却区分 の番号	公 売 財 産				公 売	見 積 価 額		
		名 称、性 質、所 在 及 び 地 上 権 等 の 内 容				数 量	保 証 金	(最低入札価額)	
	第 号						円	円	
	第 号								
	第 号								
	第 号								
	第 号								
	第 号								
(注) 1 上記の売却区分の番号ごとに公売します。入札は売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2 見積価格欄に※印のあるものは、その見積価格が該当物件にも貼付してあります。									
公 売 方 法		入 札 せ り 売 り							
公売日時	入 札 せり売り	年 月 日 (曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで							
	開 札	年 月 日 午前 時 分							
公 売 場 所									
売 却 決 定		日時	年 月 日	午前 時 分	場所				
買受代金納付期限		年 月 日 (曜日) 午前 時 分までに納付すること。							
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件									
公売財産上の質権者、 抵当権者等の権利の内容の申出		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は売却決定の日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当地域振興局に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は当地域振興局に用意してあります。							
その他	1 現金納付その他の都合により公売財産の全部又は一部の売却を取りやめることがあります。								
	2 見積価額に達した入札書等がない場合には、直ちに再度入札又は再度せり売りを実施することがあります。								
	3 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。								
	4 電話加入権については、買受人が承継すべきNTT 日本株式会社に対する未納料金等の支払義務があります。								
	5 電話加入権については、NTT 日本株式会社の譲渡承諾を得られないときは売却決定を取り消します。								
	6 売却区分の番号第 号から第 号までの財産は課税財産(消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産以外のものをいう。以下に同じ。)です。								
	7 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって売却決定します。								
	8 課税財産の買受人が消費税及び地方消費税の課税業者である場合の消費税及び地方消費税の申告に関する説明は、売却決定後に行います。								
	9 公売財産に係る写真、図面等については、当地域振興局県税部において閲覧できます。								
	10 最高価申込者の決定は開札後、同場所において直ちに行います。また、入札により不動産等を公売する場合における次順位者による買受けの申込みについても、同場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。								
	11 【インボイスの交付が可能な場合】 当該公売財産について、適格請求書(インボイス)の交付は可能です。適格請求書(インボイス)の発行をご希望の場合は、当該地域振興局に問い合わせてください。								
	12 【インボイスの交付ができない場合】 当該公売財産の所有者が適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書(インボイス)の交付はできません。								
	13 買受人は入札人心得書及び公売財産を熟読の上、公売に参加してください。その他不明な点については、当地域振興局に問い合わせてください。								

公 売 通 知 書

年 月 日

様

地 域 振 興 局 長
徴 税 吏 員

印

下記の滞納県税徴収金を徴収するため、国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとし、同法第95条の規定により公売公告しましたので、同法 第96条第 1 項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所			氏 名 又は名称							
公 売 財 産	名称、性質及び所在			数 量	公売保証金		見 積 価 額				
					円		円				
公 売 方 法											
公 売 日 時		公 売 の 日			入 札 日 時 等						
		年 月 日			午 時 分から 午 時 分まで						
公 売 の 場 所											
売 却 決 定		年 月 日 午 時 分			場 所						
買受代金の納付期限		年 月 日 午 時 分									
買受人の資格要件											
そ の 他											
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税 目	納 期 限	法定納期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
							法律による金額 円	円	円	円	
							〃				
							〃				
							〃				
			計				〃				

公売についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ

この度、 年 月 日付公売公告(売却区分番号 号)記載の財産を公売することとなりました。この財産の公売手続につきましては、①公売公告又は②最高価申込者の決定並びに③売却決定の各処分に対して、以下のとおり審査請求又は取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求について
上記①から③の処分について不服がある場合は、それぞれ①公売公告がされたこと、②最高価申込者の決定がされたこと、③売却決定がされたことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4(審査請求期間の特例)に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限(以下「不服申立期間」といいます。)までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、当地域振興局を経由して提出することもできます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて
処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」といいます。)に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁判を経ずに訴訟を提起することができます。(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13(滞納処分に関する出訴期間)において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注) 1 売却決定前までに上記滞納金額の完納の事実が証明された場合は公売を中止します。
2 延滞金及び滞納処分費は、公売の日までのものです。

公売通知兼債権申立催告書

年 月 日

様

地 域 振 興 局 長
徴 税 吏 員

印

下記の差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権の現在額を債権現在額申立書により売却決定をする日の前日までに当地域振興局へ申し出てください。国税徴収法第 96 条第 1 項及び第 2 項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所			氏 名 又は名称							
公 売 財 産	名称、性質及び所在			数 量	公売保証金	見 積 価 額					
					円	円					
公 売 方 法											
公 売 日 時	公 売 の 日			入 札 日 時 等							
	年 月 日			午 時 分から午 時 分							
公 売 の 場 所											
売 却 決 定	年 月 日 午 時 分			場 所							
買受代金の納付期限		年 月 日 午 時 分									
買受人の資格要件											
そ の 他											
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税 目	納 期 限	法定納期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
							法律による金額	円	円	円	
							〃				
							〃				
							〃				
							〃				
			計				〃				

公売についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ

この度、 年 月 日付公売公告(売却区分番号 号)記載の財産を公売することとなりました。この財産の公売手続につきましては、①公売公告又は②最高価申込者の決定並びに③売却決定の各処分に対して、以下のとおり審査請求又は取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求について
上記①から③の処分について不服がある場合は、それぞれ①公売公告がされたこと、②最高価申込者の決定がされたこと、③売却決定がされたことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4(審査請求期間の特例)に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限(以下「不服申立期間」といいます。)までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、当地域振興局を経由して提出することもできます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて
処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」といいます。))に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。(②及び③)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13(滞納処分に関する出訴期間)において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (注) 1 買受代金が納付されるまでに上記滞納金額の完納の事実が証明された場合は公売を中止します。
- 2 債権が質権、抵当権、先取特権又は留置権等によるものであるときは、債権現在額申立書に記載された内容を証明する書類又はその写しを添付してください。
- 3 延滞金及び滞納処分費は、公売の日までのものです。

公 売 中 止 公 告

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員

印

年 月 日付けで下記財産の公売公告しましたが、当該公売
を中止しましたので公告します。

公 売 を 中 止 し た 財 産	名 称 、 性 質 、 所 在 そ の 他	数 量
備 考		

公 売 中 止 通 知 書

年 月 日

様

地域振興局長
徴税吏員

印

年 月 日付けで下記財産の公売通知をしましたが、当該公売
を中止しましたので通知します。

滞納者住（居）所

氏 名
又は名称公
売
を
中
止
し
た
財
産
備
考

名 称、性 質、所 在 そ の 他

数
量

連 絡 先

所 属 担当者 電話

別記第83号様式 削除

受付印

債権現在額申立書

地域振興局長

様

年 月 日

申立人

住(居)所
氏名又は名称

印

私が公売財産に対して有する権利に係る債権の現在額は下記のとおりです。
記

滞納者	住(居)所	氏名又は名称		
公売財産				
公売財産上にある権利	債権の表示	債権		
債権者	住(居)所 氏名又は名称	根抵当権等の債権極度額	根抵当権等の債権極度額	差押時の元本債権額
		円	円	円
弁済期限	年 月 日	年 月 日		
その他				
元本	円	円		
利息	(元本) (利率) (期間) 起算日 (. . .) = 円	(元本) (利率) (期間) 起算日 (. . .) = 円		
添付書類 (債権内容及び現在額を証するもの)				

- 1 この申立書には、これらの事項を証明する書類を添付してください。
- 2 「根抵当権等の債権極度額」欄は、差押の通知を受けた時以前に登記した債権極度額を記載してください。
- 3 利息は、換価代金等の交付期日(月 日)までのものを計算してください。
- 4 公租公課の延滞金等については公売代金納付期限(月 日)までのものを計算してください。

債 権 現 在 額 申 立 書

年 月 日

(執行機関)

様

地域振興局長

徴 税 吏 員

当地域振興局がさきに交付要求(参加差押)をした滞納県税徴収金の現在額は下記のとおりです。
記

印

滞納者

住(居) 所

氏 名
又は名称

公
売
財
産

交
付
滞
納
県
税
徴
収
金
の
現
在
額
を
し
た

年度	期別	税 目	納 期 限	法定納期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
			・ ・	・ ・	円	円	円	円	円	
			・ ・	・ ・						
			・ ・	・ ・						
			・ ・	・ ・						
			・ ・	・ ・						
			・ ・	・ ・						

交付要求 (参加差押) 年月日

年 月 日

現在額合計

円

注 延滞金については、公売代金等の納付期限までのものを計算してあります。

見 積 価 額 評 定 調 書

滞 納 者	住(居)所	
	氏名又は名 称	

国税徴収法第 98 条の規定により、上記の者にかかる差押財産の価額を
下記のとおり定める。

年 月 日

地域振興局長 印

記

滞 納 県 税 徴収金の合計	円	見積価額の 合 計	円
-------------------	---	--------------	---

売 却 区分の 番 号	財産名	数 量	単 価	見 積 価 額	摘 要
			円	円	

(表)

別記第87号様式 削除

鉱業権評価明細書

滞納者氏名又は名称

売却 区分の 番号	鉱業 権の 種類	登録 番号	登 録 年 月 日	存 続 期 限	面積 又は 延長	鉱区の 所在地	種 別	参 考 価 格		残存 価格	採掘予 定数量	第一次 算出額	利用価値 による増 減	権利関係 による増 減	公売の特 殊性によ る増減	鑑定 価格	見 積 価 額
								売買実例	取得原価								
	試掘		・ ・	・ ・				円	円	円		円	%	%	%	円	円
	採掘												円	円	円		円
	試掘		・ ・	・ ・									%	%	%		円
	採掘												円	円	円		円
	試掘		・ ・	・ ・									%	%	%		円
	採掘												円	円	円		円
評価の方法 鉱区税の年間課税額 円																	
権利関係 相続税の課税標準の算出価額 円																	
現 況 経費の内訳 区分 金額 区分 金額 登録免許税 手数料 登録免許税 手数料 設備計算費 測量費 移転登録 抵当権設定 表示変更 合計																	
所在地及び略図 売買実例の概要 参考事項 1 操業 2 未着手 3 開坑後予定数量をあげるまでの期間のあるもの																	
附近の鉱区の概要 精通者意見の概要 収益還元法による算出価格 1 操業 2 未着手 3 予定数量をあげる期間のある場合																	
公売の特種性の概要 利用価値による増減根拠 権利関係による増減根拠 公売の特種性の概要																	

電話加入権評価明細書

		売却区分 の番号		滞納者氏名 又は名称		
電 話 加入権	所轄電話局			加入電話の種類		
	電話番号	局 番				
	設置場所					
取引価額	調査年月日	調 査 先			取 引 価 額	
					円	
	①	公売時における通常の時価			円	
調 整	②	電話加入権に関する特殊事情			円	
	③	公売の特殊性			円	
	確定金額	直前の料金 月末までの 未 納 料 金	料金の種類		期 間	金 額
						円
		④ 計				円
	推定金額	⑤ 確定料金の翌月から 公売の日までの日数	イ	日額で定められているもの		日
			ロ	通話に関するもの		日
		月額で定め られている 料 金 (1月分)	電話使用料			円
			付加使用料			
			⑥ 計			円
			⑦推定未納金(⑥/30×⑤のイ)ただし、1万円未満のときは、⑥の金額			円
		通話に関する 料金	⑧直前の3料金月の合計金額			円
			⑨推定未納料金(⑧/30×3×⑤のロ)			円
⑩その他買受人が承継すべき支払義務額					円	
⑪合 計(④+⑦+⑨+⑩)					円	
⑫見積価額(①±②-③-⑪)					円	
備 考						

第90号様式 削除

第91号様式 削除

第92号様式 削除

第93号様式 削除

第94号様式 削除

見積価額(最低公売価額) 票				
地域振興局長 徴税吏員				
年 月 日				
印				
売却財産の 区分	第	号	財 産 名	
見 積 価 額 (最低公売価額)			公 保 証 金 売	円
			円	

区分	年 月 日				係
発議	・ ・				
決議	・ ・				

充 当 決 議 書

（歳入歳出外現金領収報告書添付）

滞 納 者	住（居）所						記 号 番 号				
	氏名又は名称						受入の種別				
							受 入 金 額				
充 当 金 額	年 度	期 別	税 目 等	法 定 納期限等	滞 納 金 額	充 当 順 位	充 当 金 額				備 考
							本 税	延滞金	加算金	計	
					円		円	円	円	円	
合 計											
充 当 金 以 外 額	優先債権者へ交付				債 権 者 へ 交 付				滞 納 者 へ 交 付		
※ 上記のとおり滞納県税徴収金に充当しました。 年 月 日 税務現金取扱員 徴 税 吏 員 											

- 注.
- 「記号番号」欄には歳入歳出外現金領収証書の記号番号を記載する。
 - 「受入の種別」欄および「受入金額」欄には受入れした歳入歳出外現金の種別（例えば公売代金又は交付要求にかかる配当金等と記載する）及び金額をそれぞれ記載する。
 - ※欄は、決議後記入すること。

充 当 通 知 書

年 月 日

様

地域振興局長
徴税吏員

国税徴収法第100条第3項ただし書の規定により、下記のとおり、受け入れた金銭の充当の処理をしたので通知します。

なお、残余金は に交付します。

受入			年 月 日		種 目			金 額	
			年 月 日					円	
充 当 し た 金 額 の 内 訳	年度	期別	税 目	本 税	延滞金	加算金	加算金	滞 納 処 分 費	計
				円	法律による金額 円	円	円	円	円
	合 計								
残 余 金 （ 交 付 す る 金 額 ）					交 付 期 日			交 付 場 所	
円					年 月 日				
充 当 後 の 滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税 目	本 税	延滞金	加算金	加算金	滞 納 処 分 費	計
				円	法律による金額 円	円	円	円	円
	合 計								
救 済	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を經由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁判を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁判があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。								
備 考									

注「備考」欄には、充当の処理をすることとなった根拠を記載する。

配 当 計 算 書 (謄 本)

年 月 日

地域振興局長

徴 税 吏 員

下記受入欄に記載の換価代金等については、下記の交付期日及び場所において、支払欄又は残余金欄に記載のとおり配当又は交付をすることになりましたので、国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作ります。

滞 納 者		住(居)所		氏名又は 名 称			
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在					金 額	
						円	
支 払	債権者の住(居)所及び 氏 名 又 は 名 称		地域振興局長が 確認した債権額	配 当 順 位	配 当 金 額		備 考
			円		円		
残余金	(へ交付)		換価代金	期 日	年 月 日 午 前 後 時 分		
	円		等の交付	場 所			
救 済							
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。なお、国税徴収法第133条第2項の規定による異議の申出をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。							
この謄本は原本と相違ないことを証明する。					連 絡 先		
年 月 日					所 属	氏 名	電 話
地域振興局長 徴 税 吏 員							
印							

配 当 計 算 書 (謄 本)

年 月 日

地域振興局長
徴 税 吏 員

下記受入欄に記載の換価代金等については、下記の交付期日及び場所において、支払欄又は残余金欄に記載のとおり配当又は交付をすることになりましたので、国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作ります。

なお、差押えをした地方税を有する行政機関、交付要求に係る地方税、国税及び公課を有する行政機関並びに滞納者以外に配当手続に参加している者がいないので、国税徴収法第132条第2項ただし書の規定により、配当計算書謄本を発送した日から換価代金等の交付期日までの期間を短縮します。

滞 納 者		住(居)所		氏名又は 名 称			
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在					金 額	
						円	
支 払	債権者の住(居)所及び 氏 名 又 は 名 称		地域振興局長が 確認した債権額	配 当 位 順	配 当 金 額	備 考	
			円		円		
残余金		(へ交付) 円	換価代金 等の交付	期 日 場 所	年 月 日 午 前 後 時 分		
救 済							
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。なお、国税徴収法第133条第2項の規定による異議の申出をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。							
この謄本は原本と相違ないことを証明する。					連 絡 先		
年 月 日					所 属	氏 名	電 話
地域振興局長 徴 税 吏 員							
印							

配当計算書附属書類（滞納者 分）											
換価財産							差押	年 月 日	受入金額		
							売却決定	年 月 日	円		
差押えに係る 県税徴収金	年度	期別等	税目等	法定納期限等	滞納金額		配当順位	配当金額	備 考		
交付要求に係る 国税地方税	受 付 年 月 日	交付要求機関等		年度	期別	税目等	法定納期限等	局長が確認 した金額	配当 順位	配当 金額	
同上公課											
私債権	債権者の住(居)所・氏名又は名称			債権の種類		担保権等 設定年月日		局長が確認 した金額	配当 順位	配当 金額	
配 当 金 額 合 計				円							
残 余 金 額				円							

(注) 差押えに係る県税徴収金額欄は総額で記載して差し支えないこと。

差押えに係る県税徴収金配当明細書

滞 納 者	住（居）所							備 考			
	氏名又は名称										
配 当 金 額	No.	年 度	期別	税 目 等	法 定 納期限等	滞納金額	配当 順位	配 当 金 額			
								本 税	延滞金	加算金	計
	合 計										

入札人心得書

- 1 入札人は、所定の様式の入札書を、公売執行職員に差し出してください。
- 2 入札書は、字体を鮮明に青又は黒のボールペンで記載してください。もし誤字、脱字のある場合は訂正及び加筆した箇所に押印してください。ただし、入札価額を書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 3 入札書は、引換え、変更又は取消することはできません。
- 4 入札書は、入札人の面前で開札します。ただし、入札人又はその代理人が開札の時間に開札の場所におられないときは、公売事務を担当していない他の職員が立ち合って開札します。
- 5 公売保証金の定めのある財産を入札しようとするときは、入札前に所定の公売保証金を入札前に納付しなければ入札に参加することは、できません。
- 6 公売保証金及び買受代金については、現金又は官公庁振出小切手、銀行振出小切手若しくは銀行の支払保証小切手で納付してください。
- 7 落札者が買受代金をその納付の期限までに納付されないときは、その公売保証金はお返ししません。
- 8 公売保証金は、落札者に対しては買受代金が納付されたとき、その他の者に対しては落札者が確定したときに還付します。ただし、落札者の公売保証金は買受代金にあてることができます。
- 9 落札者の決定は、地域振興局長の見積価額以上で入札があったもののうち最高価額の入札人を落札者としします。ただし、同額の入札人が2人以上あったときは、同額の入札人において、さらに入札で落札者を定め、この入札の価額がなお等しいときは抽せんで落札者を定めます。
- 10 入札価格が地域振興局長の見積価格に達しないときは、再度入札をすることがあります。

- 11 見積価額評定調書は、いかなる場合でも開示をしません。
- 12 都合により、公売物件の全部又は一部の売却をとりやめることがあります、入札人は異議を申し立てることはできません。
- 13 売却物件は代金完納の後に引渡します。
- 14 落札者は、物件が権利移転に登録または登録を要するものである場合は、買受代金納付の際、登録免許税等をあわせて納付してください。
- 15 電話加入権については、買受人が承継すべきN T T 日本株式会社に対する未納料金等の支払義務があります。
- 16 電話加入権については、N T T 日本株式会社の譲渡承認を得られない場合には売却決定を取消します。
- 17 電話加入権については、落札代金納付後すみやかに権利移転の手続きをとってください。
- 18 入札書の「入札価額」欄に記載された金額により売却決定します。（入札価額には消費税相当額が含まれますので留意してください。）
- 19 公売財産が課税財産等で買受人が消費税及び地方消費税の課税業者である場合の消費税及び地方消費税の申告に関する説明は、売却決定後に行います。

(お願い) この入札人心得書は用済後はお返し願います。

入 札 書

年 月 日

入 札 者	住(居) 所		連 絡 先 電 話 番 号	
	氏名又は 名 称			

売却区分の番号	公売財産の名称	数量	入 札 価 額							
第 号			千	百	十	万	千	百	十	円

(注意事項)

- 1 入札書は売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
なお、3枚1組(複写)となっておりますので、切りはなさないよう注意してください。
- 2 字体は鮮明に青又は黒のボールペンで書いてください。もし、誤字、脱字のある場合は、訂正又は加筆した箇所に押印してください。ただし、入札価額を書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 3 代理人の場合は、委任状を提出してから入札をしてください。
- 4 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 5 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 6 入札書の「入札価額」欄に記載された金額により売却決定します。(入札価額には消費税相当額が含まれますので留意してください。)

区 分	年月日					係
発 議	・ ・					
決 議	・ ・					

最高価申込者兼売却決定決議書

国税徴収法第104条及び第111条の規定により、下記入札者を最高価申込者に決定し、また当該最高価申込者に対し売却決定してよろしいか伺います。

公売代金領収証書原符兼領収報告書

検査印

(納入 付札 者者)	住(居) 所	
	氏名又は 名 称	様分

売却区分の番号	公売財産の名称	数量	入札価額					
第 号			百	十	万	千	百	十 円

入札価額をもって公売代金とする。

入札価額 (公売代金)
円

上記公売代金を領収しました。

上記のとおり領収したので報告します。

年 月 日
地域振興局 税務現金取扱員

(印)

領 収 書

年 月 日

上記公売財産を領収しました。

買受人 住所
氏名

不動産等の最高価申込者決定通知書

年 月 日

様

地域振興局長
徴税吏員

印

下記のとおり、県税滞納処分により換価財産の最高価申込者を決定しましたので、国税徴収法第106条第2項の規定により通知します。

滞 納 者	住（居）所			
	氏名又は名称			
換 価 財 産			最 高 価	最高価申込
売却 区分	名 称 ・ 性 質 及 び 所 在	数 量	申 込 価 額	者 の 氏 名
最高価申込者の決定年月日			年	月 日
売却 決定	日 時	場 所		
	年 月 日 午前 午後 時			
救 済				
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				

連 絡 先			
所 属	担 当 者	電 話	

不動産等の次順位買受申込者の決定通知書

様

年 月 日

地域振興局長
徴 税 吏 員

下記のとおり、県税滞納処分により換価財産の次順位買受申込者を決定しましたので、国税徴収法第106条第2項の規定により通知します。

滞 納 者	住（居）所			
	氏名又は名称			
換 価 財 産			次順位買受申込価格	次 順 位 買 受 申 込 者 の 氏 名
売却区分	名 称 ・ 性 質 及 び 所 在	数 量		
次順位買受申込者の決定の年月日			年 月 日	
売却決定	日 時	国税徴収法第113条第2項に定める日		
	場 所			
救 済				
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				

不動産等の最高価申込者決定公告

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員



下記のとおり、県税滞納処分により換価財産の最高価申込者を決定しましたので、国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

	換	価	財	産	最　高　価 申込価額	最高価申込者 の氏名
売却区分	名　称　　・　性　質　　及　び　所　在				数　量	
						円
最高価申込者の決定年月日 年 月 日						
売却決定	日 時				場 所	
	午前 分 時 午後					

不動産等の次順位買受申込者の決定公告

年 月 日

地域振興局長
徴 税 吏 員

印

下記のとおり、県税滞納処分により換価財産の次順位買受申込者を決定しましたので、国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

換 価 財 産			次順位買受申込価格	次 順 位 買 受 申 込 者 の 氏 名
売却区分	名 称 ・ 性 質 及 び 所 在	数 量		
次順位買受申込者の決定の年月日		年 月 日		
	国税徴収法第113条第2項に定める日			

売却決定の取消通知書

最高価申込者決定

年 月 日

様

地域振興局長
徴税吏員

印

下記のとおり、売却決定最高価申込者決定を取り消しましたの通知します。

(滞納者、第三債務者及び利害関係人交付用)

買受人又は最高価申込者	住(居)所		
	氏名又は名称		
滞納者	住(居)所		
	氏名又は名称		
売却決定、最高価申込者決定の取消しをする財産	名称・性質及び所在		数量
売却決定、最高価申込者決定の取消理由	国税徴収法第 号該当		
備考			

連絡先		
所 属	担 当 者	電 話

(買受人交付用)

売却決定 最高価申込者決定の取消通知書			
年 月 日 様 地域振興局長 徴 税 吏 員 下記のとおり、売却決定 最高価申込者決定を取り消しましたの通知します。			
買受人又は 最高価 申込者	住（居）所		
	氏名又は名称		
滞 納 者	住（居）所		
	氏名又は名称		
売却決定、 最高価申込 者決定の取 消しをする 財産	名 称 ・ 性 質 及 び 所 在		数 量
売却決定、 最高価申込 者決定の取 消理由	国税徴収法第 号該当		
救 済	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。		
	2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		
備 考			
		連 絡 先	
		所 属	担 当 者 電 話